

第 230 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 8 年 6 月 19 日（金） 13:00～14:49

2 場 所 総務省中央合同庁舎 2 号館 7 階省議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

津谷 典子、西郷 浩、 會田 雅人、後藤 玲子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、
富田 敬子、長谷川 秀司、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

小西 葉子、清水 千弘、松下 東子、荒木 由布子、宮川 幸三

【幹事等】

総務省政策統括官、総務省統計局長、総務省統計調査部長
内閣府大臣官房政策立案総括審議官、農林水産省大臣官房統計部長、
経済産業省大臣官房調査統計グループ長
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

中野総務大臣政務官
統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長
政策統括官（統計制度担当）：阿南審議官、植松統計企画管理官

4 議 事

- (1) 令和 9 年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議について
- (2) 諮問第 203 号の答申「農業経営統計調査の変更について」
- (3) 諮問第 204 号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (4) 諮問第 206 号の答申「経済構造実態調査の変更について」
- (5) 諮問第 207 号「科学技術研究調査の変更について」

5 議事録

○津谷委員長 定刻となりましたので、ただいまから第230回統計委員会を開催いたします。

本日は、久我委員が御欠席です。

本日の委員会は、中央合同庁舎 2 号館にて開催しております。委員会の議事終了後、統計リソースの重点的な配分に関する建議がある関係で、後ほど、中野英幸総務大臣政務官にも御出席いただく予定となっております。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局で、ウェブ画面上に資料を投影いたしま

す。つきましては、委員の方々、説明者および質疑対応者の方々などにおかれましては、御発言の際には必ず資料名、それからページ番号を冒頭にお示しいただきますようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただければと存じます。

なお、本日は、会場にいらっしゃる先生方にはお願いですが、マイクを使用される際は、卓上備付けのマイクではなく、お手元のハンドマイクを御利用いただきますようお願いいたします。

○津谷委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

最初の議事は「令和9年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」についてです。資料1を御覧ください。本件につきましては、私と事務局で相談しながら、第IV期基本計画に示されている5つの視点に沿って柱立てを整理し、具体的な建議の素案を作成して、事務局から委員の皆様へ、その素案をメールでお送りいたしました。そしてそれを御確認いただいたところです。

メールでの内容確認の際に、西郷委員から、統計作成職員の人事配置の在り方について御意見をいただきました。西郷委員が示された問題意識につきましては、私と事務局も同様にこれを課題として認識しているところであり、今回のリソース建議において、統計職員の配置についても言及し、対応したいと考えておりますので、素案については原案のままとさせていただき、旨御連絡し、西郷委員から御了解をいただいております。

そのほか、委員の皆様から御意見は出されませんでしたので、本日、資料1のとおり、建議案を取りまとめ、提示させていただきました。委員の皆様から特段の御意見がなければ、建議案について、ここでお諮りをしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、建議案についてお諮りいたします。「令和9年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」は、資料1の案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 ありがとうございます。それでは、建議案のとおり決定させていただきます。

ただいま決定しました建議につきましては、私から、後ほど御出席いただく予定の中野総務大臣政務官にお渡ししたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。本日は3件の答申についての審議が予定されております。

まず、諮問第203号「農業経営統計調査の変更」の答申案について、産業統計部会の西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、資料の番号で言うと2になりますが、農業経営統計調査の変更に関する答申案について説明をさせていただきます。

本件に関しましては、3月の統計委員会で諮問されまして、以降、3回の部会を開催しまして、答申案の提出に至りました。

まず資料2、全体像の説明からさせていただきます。大体、定型に従っているわけです。

が、1 ページ目に「1 本調査計画の変更」とありまして、5 ページ目に「2 今後の課題」があるということで、これが大きな2つの柱になっております。

では、1、2と順番に説明させていただきます。まず1 ページ目の「1 本調査計画の変更」に関して説明します。「(1) 承認の適否」で全体の結論が述べてあり、今回審議した結果、基幹統計調査としての条件に適合しているため、農業経営統計調査、略称で農経調と言わせていただきますが、今回は農経調の生産費調査の変更について、承認して差し支えないとしております。

次に「(2) 理由等」について順次説明していきますが、通常の答申案と形式が変わっており、例えば(ア)の下のところですが、最初に結論が総論のような形で述べてあります。以降、a b c dの順にラベリングしており、各論で詳しく説明するという形式になっております。

まずは、1 ページ目の「(2) 理由等」の「ア 報告者の選定に関する変更」ということで、まずは「(ア) 母集団情報の更新及び目標精度の見直し等による報告者数の変更」については、総論のところでおおむね適当であると結論しております。以降、変更の内容と、それから実施者による説明、cで結論に至った理由等が述べてあります。まずは変更の内容について、ページがまたがっておりますが、2 ページ目の図表1に出ています。報告者数が減少するというような形になっており、これはなぜそのようなになったのかというと、まずは母集団情報を更新したということ、それから目標精度も見直していただいて、見直した目標精度に従って、いわゆるサンプルサイズの計算式に代入し、サンプルサイズを求めたところ、図表1のようになったということです。

その報告及び説明に対して、部会でどのように結論したのか、その理由が2 ページ目のcのところに書いてあります。まずは大きく①と②の2つあり、1つは従前から用いている計算式によって算定されたサンプルサイズで、政策的に許容される目標精度を確保しようとするものであるとしております。それから母集団については、急速に、変わっておりますが、そういう状況にあって、利活用に必要な精度を勘案しながら、事務負担の軽減を図るようなことになっているという理由から、おおむね適当であると結論しております。

ただし、dについて、機械的に計算式を適用してしまうと、今、分野というか、セグメントによっては非常に母集団のサイズがそもそも小さいところもありますので、そこに関しては、機械的にサンプルサイズを削減するということはせずに、標本の代表性が保たれるように、報告者数を不断に見直す必要があるとしております。以上が(ア)に関する説明になります。

続きまして、3 ページ目の「(イ) 報告者数の選定手順の見直し」についてです。これに関しましては、これまでの統計委員会においても、部会報告の形で一度説明しております。繰り返しになりますが、答申案に沿って説明すると、いわゆる「兼務報告」、農経調は「生産費調査」と、あともう一つ、「営農類型別経営調査」がありますが、報告者を選定するときに、従来は両方の調査に回答する人なるべく同じになるような操作をあえてしていましたが、それをやめるという話です。

その理由は何かというのは、答申案で言いますと、4 ページ目になりますが、営農類型別経営調査が民間委託になったということもありますので、あえて兼務報告をすることによって、調査事務の負担が減る効果があまり期待できなくなったということがあります。ですので、営農類型別経営調査の方法が大きく変更されるという中で、兼務報告という手続をやめるというものは適当であろうということで、部会でもそれを適当と結論しております。

次は、同じく4 ページ目「イ 調査票レイアウトの全面的な見直し、調査事項の一部見直し」についてです。まず調査票のレイアウトの見直しに関しましては、調査自体の自計化を促進しているところもあるので、そちらについては適当としております。調査事項の見直しに関しては、今回の提案については修正なしで適当としておりますが、見直しの方法について、注文があるということです。それについて順次説明いたします。

まずレイアウトの見直しに関しましては、A3 判の様式がA4 判の様式に替わるということです。これによって、見た目の分かりやすさが非常に良くなり、これは自計化が進められている中であって適当であるとしております。そういうことで、まずはレイアウトに関しましては、4 ページ目の一番下にあるcになりますが、今回予定されている変更については、調査票の見やすさの向上が図られることで、自計化の促進を図りながら、現状において、ほかに他計方式で対応している職員・調査員の負担軽減を図ろうとすることから適当であるとしております。

他方で、5 ページ目のdの調査事項の見直しに関しましては、かなり長い時間を使って議論をしました。俎上に上がったのは、統計委員会でも一度報告したと思いますが、飼料用米に関する調査事項ということで、かなり細かいことが聞かれているということです。本当にこういうものが必要なのだろうかという観点から、委員から質問が多く出され、それに基づいて、結構長い時間を使って議論がなされました。

今回は提案のとおり、飼料用米も、これまでと同じように調べることになったわけですが、今後、飼料用米に限らず、生産費調査の中で、どういうものを調べて、どういうものを廃止なり統合なりしていくのか。その観点に関しては、5 ページ目のdのところにポツが2つありますが、部会では、こういうところを検討してほしいという指摘が挙げられています。

一つは、生産活動に伴う経費等について、非常に詳細な調査事項が設けられておりますが、多くの場合、これまでは他計方式により調査が行われており、その事務負担が非常に大きくなっております。現在、地方職員の減少は、急減と言った方が良いくらいの勢いで進んでおりますが、それが進む中で、将来的に同じ調査が継続できるのか、安定的に継続できるのかについては、非常に大きな懸念があるということです。

もう一つは、細かく、複雑であるだけではなくて、非常に範囲も広く、多岐にわたるところもあるので、これも報告者にとっては非常に負担の大きいものになっております。何度も言っておりますが、自計方式への移行というものが図られている中で、非常に多岐にわたる調査事項を引き続き調査していくべきなのか、あるいはしていけるのかについて、よく検討してほしいという要望があります。

以上によって、「1 本調査計画の変更」に関する結論といたしましては、おおむね適当となっております。最後のところで申し上げましたとおり、今後の調査の在り方については、かなりよく検討してほしいというような要望を、「2 今後の課題」のところでつけております。それが5ページ目になります。まずは今回の生産費調査の調査事項について、不断に検討して、農林業センサスが5年ごとに行われることから、5年に1回は必ず見直しが行われますが、そのタイミングに限らず、限定せずに、随時見直しを行ってほしいということが1点です。例として、飼料用米のことが書いてありますが、それは先ほど少し説明しましたので、ここでは説明を省略させていただきます。

最後の段落のところで書かれているとおり、農林水産省の統計実施体制は、ここ10年、20年くらいでものすごく大きく変わっておりまして、特に地方職員の減少というものが進んでおります。数が減っているだけではなくて、従前、非常に知識と経験豊富な職員の方がたくさんおられました。そういう方々が退職の年齢を迎えていて、昔に比べると、かなり調査を実施することが難しいというような状況になっております。

こういったことは、残念ながら、これから先もずっと続いていくところになりますので、しばらくは今までのように、よく言えば臨機応変、悪く言えばその場その場で対応してきていただきましたが、もう少し長期的な視野から、今後、農経調に限らないのですが、農林水産省の統計の在り方というものについて考えてほしいというような、長期的な視座はそういうところを強調したつもりです。その場その場の対応に加えて、もっと先の見通しを持った対応をしてほしいというようなことが、今後の課題の最後のところに書いております。

以上で、農経調に関する答申案の説明は終わりにいたします。

○津谷委員長 西郷部会長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見や御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

後藤委員、お手が挙がっております。お願いいたします。

○後藤委員 ありがとうございます。大変丁寧に説明してくださり、特に最後の部分、この調査の抱える課題についても分かりやすく御説明いただき、ありがとうございます。

御説明及び文書を踏まえまして、特に5ページのdの部分に書かれていますように、事務負担が著しく大きく、報告者負担も非常に大きくなっているということです。費用対効果の観点から、現状維持が難しいと考えざるを得ない状況という判断だと理解しました。

御説明及び文書を踏まえまして、特に5ページのdの部分に書かれていますように、事務負担が著しく大きく、報告者負担も非常に大きくなっているということです。費用対効果の観点から、現状維持の継続は難しいというご判断に至ったものと理解いたしました。

そこで2点、質問がございます。

1点目ですが、資料では「事務負担が著しく大きい」「報告者の負担も非常に大きい」という定性的な表現が用いられていますが、これらについて、実際には定量的な評価やデー

タが示された上で議論が行われたのでしょうか。仮に部会でそのような議論が行われていなかったとしても、現場では、費用や作業時間など、報告者負担や事務負担を定量的に把握・評価する指標を用いて検討が行われているのかについて、お尋ねしたいと思います。

2点目といたしまして、今後の課題として、生産費調査の調査事項について不断に検討する必要があると提言されていますが、仮にそのような定量的な基準や目標が設定されていないのであれば、少し見直ただけで、見直しを実施したと評価できてしまいます。そのため、改革や見直しについては、進捗や成果を定量的に確認できる目標や指標を設定し、それに基づいて進めていただくことが重要ではないかと思います。この点について、部会ではどのような議論が行われたのか、併せて教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○津谷委員長 では、西郷部会長、お願いいたします。

○西郷委員 西郷です。御質問と御意見、どうもありがとうございます。まず、調査の負担ということに関して定量的な基準が用いられたのかどうかという第1の質問ですが、今回は調査の負担に関する定量的な基準というものは特に用いておりませんでした。ですので、第2の質問に関しても、言わば定性的な議論だけで、本当に将来的な見通し等を踏まえて議論ができるのかということに関しては、定量的な調査の負担というものについて、どういう資料が出せるのかということに依存して変わってくる形になると思いますので、申し訳ありませんが、今の御質問に関して、部会としては、調査の負担に関して定量的な基準というのは特に用いずに議論をしたということです。今後それをどう扱っていくかに関しては、農林水産省や、あるいは統計委員会の事務局と相談しながら決めていく形になると思います。以上です。

○津谷委員長 西郷部会長、ありがとうございました。

実査を担当されている農林水産省、何か付け加える御意見や情報がありましたら、お願いいたします。

○道管農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省統計部経営・構造統計課長の道管と申します。今、部会長から御報告があった、報告者、それから調査をする側にとっての負担の大きさというのはそのとおりだと思っておりますし、今後この答申案で書かれているような不断の見直しを進めていくということ、これも大変重要だと思っております。

一方で、ではその負担というところを、どのような形で定量的な形で示すことが可能なのかということは、率直に申し上げて、そういったことを何か我々も現場で検討してきたところがありませんので、にわかにはこうやればできるのではないかというのがイメージできるかという、慎重に考えていく必要があるとは思っております。

○津谷委員長 ありがとうございました。

後藤委員、いかがでしょうか。

○後藤委員 ご説明いただき、ありがとうございます。定量評価は難しい面もあるとは思いますが、定量的な評価基準がなければ、十分な改善が行われたのか、本当に負担軽減につながったのかを客観的に評価することは難しいと思います。そのため、今後見直しを進

めるに当たっては、どのような形で定量評価できるのか、そのための評価基準の設定も含めて御検討いただければと思います。以上です。

○津谷委員長 後藤委員、ありがとうございました。ご発言は、御意見と御助言として議事録に明記させていただきます。ありがとうございました。

そのほか、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと思います。西郷部会長からの御報告にあったとおり、今回の変更申請については承認して差し支えないという結論が出たということでした。一方で、本調査は、従前から調査事項が非常に詳細かつ多岐にわたる大規模で難しい調査であり、事務負担と報告者負担の両方が非常に大きいことから、今回、調査事項について見直しの必要性が指摘されております。負担の軽減については、委員から、できれば定量的な情報があれば望ましいという御意見もいただきました。また、農林水産省の地方職員数が急速に減少しており、経験や知見を持った職員の方々が退職されているということも含めて、調査を支える地方職員の減少が今後の調査の継続可能性に与える影響という観点から、調査全体の在り方について中長期的に、かつ計画的に見直していくことが重要であるという指摘がなされております。社会や経済が大きく変化していく中で、将来の見通しを立てながら、調査の在り方を計画的に見直し続けることは難しいことは理解しておりますが、これは取り組まねばならない大変重要な課題であると思います。

農林水産省におかれましては、必要なデータを継続的に提供し続けるため、積極的かつ慎重に、計画的に変更計画の検討を続けていただくようお願いいたします。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「農業経営統計調査の変更」についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思います。西郷部会長をはじめ、産業統計部会に所属されている委員の皆様、部会での御審議、ありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

諮問第204号「経済産業省生産動態統計調査の変更」の答申案について、産業統計部会の西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷委員 西郷です。それでは報告させていただきます。経済産業省生産動態統計調査の変更についてで、本件に関しましては3月の統計委員会で諮問がなされ、それ以降、5回の部会で審議をしまして、今回答申案をお諮りする形になっております。

資料の番号で言うと3番になりますが、御覧いただきますとおり、12ページとかなり長いものになっております。全部を説明すると非常に時間がかかることから、ところどころ重要と思われる点を拾い読みする形で説明をさせていただきます。

まず全体の構成について、これも大体、従来と同じような形かもしれませんが、1ページ目の大きい1番に本調査計画の変更があり、それが11ページまで続いております。11ページに大きな2番があり、前回答申における今後の課題及び留意すべき事項への対応、前回の答申で出された宿題に対してどうだったかということが書かれていまして、12ページ

目に3番、今後の課題ということで、(1)から(3)まで書いてあります。

それでは1ページ目に戻っていただきまして、順次説明していきます。先ほどの農経調のときの答申案と似ておりますが、各項目、最初に総論のような形で結論が述べてあってその後小文字のa b c等によってラベリングがされていて、各論がそのa b cの中で説明されております。

まず大きい1番、本調査計画の変更の(1)承認の適否の部分ですが、この部分の結論としては、変更を承認して差し支えないとしております。ただし、以下の理由等のオで指摘した事項については計画の修正が必要です。オについてはまた後で説明しますが、今回あった申請内容そのものの誤りについての言及です。

それでは1ページ目の(2)のア、調査対象の範囲の変更ですが、これに関しましては、まず総論の部分で適当と結論しております。これは今回の調査品目の見直しは、生産動態統計調査のいわゆる統一基準にのっとり、行われていることが部会で確認できたので、その意味で適当であると結論しております。

ただし、適当であるからといって、すんなりこれが決まったかということと必ずしもそうではなくて、だからこそ3回の部会を予定していたところを5回の部会が開かれることになりましたので、それについても一部、アで触れております。

まず(ア)調査対象の範囲の変更で、具体的にどういう変更が申請されたかは表でまとめてあり、2ページ目の表1にありますとおり、非常に細かいので、逐一読み上げることとはしませんが、そのような変更が提案されております。変更の提案自体に関しては、先ほど出てきました統一基準に基づきまして提案されているものであることから、おおむね適当であるということですが、前回の答申において、特に統一基準の適用に当たっては、2ページ目のc、①と書いてあるところと②に書いてあることに留意することが望ましいと注文がついておりました。まずは①で、本調査の利便性を確保するために行政上のニーズや結果の利活用の状況を十分に確認した上で、見直しの検討を進めること、それから②で、調査票の見直しに当たっては、報告者負担の軽減に資する観点から、報告者の意見・要望を十分に確認することとなっております。

この点に関しまして、3ページ目のdに移りますが、今回、経済産業省でどのように御対応いただいたかということ、研究会等、あるいは意見照会等で、まず①の観点に関しては、全ての調査品目及び調査事項の改正案について、業界団体に意見照会などを行って、調整していただいております。それから、今度はI I P、鉱工業指数やS N Aの作成部署に対しても、全ての内容について意見照会を行っていて、問題がない旨、確認をしているということです。ですので、eに移りますが、これらの調査品目の見直しに関わる検討については、非常に丁寧に意見照会などをしていただいて、統一基準の適用に当たって、かなり丁寧にこれに対応していただけたということで、そのことから、最初に申し上げましたように適当と判断しているということです。

ただし、この統一基準が出来てから、まだ間もないこともありまして、例えば研究会の関係者に意見調整を図るとか、あるいは問題がない旨を確認した、その問題がないのは一体どういう意味なのかについて、かなり詳しく説明をしていただくというような場面が、

多々とは言いませんが、複数回あったということで、fのところでは統一基準の運用に当たっては、まだそれが軌道に乗ったと言えるような段階ではないことから、3ページのfの2番目、結論の段落になりますが、統一基準を踏まえた鉱工業の生産活動の実態に見合った調査品目の設定等の意義は認めますが、統一基準の運用に当たっては、少なくとも当面の間は統計委員会が必要と認めれば、それを確認できるような余地を残しておいてほしいということが書いてあります。

次に、同じページのイの調査事項の変更ですが、これも最初に結論が述べてありまして、変更することによって特段の支障がないことを確認したことから適当であると結論はしております。ただし、ここも先ほどと同じように、統一基準の適用に当たっては、かなり時間を割いて議論が行われたところでありまして、それについても説明したいと思います。

まずは調査事項の変更がどういうものだったかというのが、これも非常に大きな表ですが、4ページ目から5ページ目にかけて、表2ということで書いてあります。特に統計委員会でも、一部部会報告の中でお話ししましたが、例えばコンデンサに関しては、機械的に統一基準を当てはめるだけではなく、コンデンサに関する生産の構造であるとか、あるいは長期的な趨勢であるとか、あるいは業界の将来見通しであるとか、そういったものも全部含めて今、特別高圧・高圧電力用コンデンサと、低圧電力用・機械用コンデンサというものを統合すべきかどうかについては、かなり時間をかけて議論が行われました。今回は統一基準を機械的に当てはめるのではなくて、きちんと業界団体等にヒアリングをして、将来がどのようになるかという見通しまで持って統合を御提案いただいていることが確認できましたので、部会としては、適当となっておりますが、ここも先ほどと同じように、統一基準の運用に当たって、まだまだ日が浅いこともあるので、今後、統一基準の運用に当たっては、こちらの統計委員会でもモニターできるような余地を残しておいてほしいと言っております。

次に6ページ目です。先ほど(ア)を忘れておりましたが、(イ)のその他の調査事項の整理、見直しに関しましては、提案そのものは表3にありますが、これについても、統一基準に照らして、きちんとそれにのっとって行われていることが確認できたということで、これも適当と判断しております。

次に8ページ目のウの調査票の統合に移らせていただきます。こちらに関しては、今までが適当という判断であったのに対し、総論で、やむを得ないという結論になっております。どういうことかと言うと、まずは調査票の統合の内容についてです。それは7ページ目の表4にあります。現行で109種類ある調査票が、提案のとおりですと、変更後には55に縮約されます。

なぜ縮約を今やらないといけないのかという理由ですが、通常は、調査票の統合は、主に報告者の負担軽減を念頭に置いて行われることになっていきますが、部会を進めていく上で、先ほど、定量的な基準に基づいて、報告者負担をきちんと測るべきであるという御意見いただきましたが、まさにここではそれが行われました。実際に調査票の統合によって負担軽減が図られる事業所は複数の調査票に回答している事業所になります。109種類の調査票を受け取っている事業者のうち、どれくらいの事業所が複数の調査票に回答しているの

かを調べていただいたところ、思ったよりかなり少なかったです。今日はその数字を手元に持っていないのですが、部会の資料を見ていただければ、それはすぐ分かります。たしか1割くらいだったように記憶しております。ですので、そういう面での報告者負担の軽減は限定的であります。

加えて、今回、調査票の統合に伴って、従来、E x c e l 表で調査票を提出する方法があったのですが、それが全面的にHTML形式に切り替えられるということですので、一時的なのかもしれませんが、HTMLの画面に手で入力するような場面がかなり多く発生しますので、もしかしたら、その面では報告者負担が必ずしも減るとは限らないという評価がありました。

では、なぜ今回、調査票の統合を推し進めるべきであるのかということに関しては、9ページ目の上の段落ですが、先ほどの農林水産省と似ているところがあるのですが、今、経済産業省でも統計関係職員の数には昔に比べると随分と少なくなっております。ですので、この109種類の調査票を軸として業務運用するのは、生産動態統計に必要とされる統計精度を確保しながら、それを実行するのが難しい状況、状態に来ております。今回、調査票の数を109から55に減らすことができれば、今の体制で、なおかつ生産動態統計調査に必要とされる統計精度を保ちながら作成して、世の中に提供することがやり続けられることが確認されたわけです。

調査票が統合されれば、それだけ作成される統計表も情報が落ちることになって、利用者にとってはマイナスの面が出てきてしまいますが、生産動態統計調査そのものを継続するという観点からは、これはもうやむを得ないことであるというのが部会の判断ということで、部会でこの調査票の統合を承認したことであります。

ただ、ここに関しても、議論がそれだけあったことから、今後の課題でいろいろ要望することについて、dに書いてありますが、そのときに説明をしたいと思います。

調査票の品目の変更や調査票の統合が行われれば、当然のことながら集計事項が変更されます。それに関しては10ページのaに書いてあります。これはもう調査票の品目の変更や調査票の変更が所与とすれば、当然、集計事項の変更もせざるを得ないことになりますので、これも部会で議論して、適当であると整理しております。

大きい1番の最後、オになります。これは申請書類の誤りに関する修正で、これも一度、統計委員会で報告しております。今回、申請書類に65箇所の誤りがあり、部会が始まってから発見されたということです。今回は幸いにも、誤りの影響はほとんど受けない形で部会を進めることができたわけですが、今後、部会の開催に影響を及ぼしかねないため、そういうことがないようにその点をオで書いております。

結局は、部会で、ぜひこうしてほしいということは、10ページの下のbに書いてありますが、例えば変更をするに当たっては、マスター情報の整備が今回不十分だったことから申請の誤りが生じていることでしたので、調査票との統合とか品目の変更のための手続を見直して、今後こういうことがないようにしてほしいということがbに書いてあり、このことを今回の今後の課題に記載することが書いてあります。

次に11ページ、大きい2番です。ここは前回の答申における今後の課題及び留意すべき

事項への対応状況について書いております。

まず、今後の課題への対応ですが、これは統一基準の適用によって、品目ないしは調査対象の範囲が変わったり、調査票が統合されたりした場合に、統計表そのものが変更されるわけですが、その情報がきちんとユーザーに伝わり、また、利活用ツールがきちんと提供されるようになると良いのではないかということが前回の課題で述べられておりまして、今回対応していただいたことが確認できたので、適切に対応ができたと評価しております。

ただ、利活用ツールなどに関しては、まだまだ認知度もそれほどない、あるいはもっと利便性の高い利活用ツールの開発もぜひやってくださいということが要望としてありました。

(2) に関しては、これはもう何度か申し上げましたが、統一基準の適用に当たって、それによって調査品目なり何なりが変えられるときには、業界団体や利用者、活用者たちちゃんと連携を密にして取り組んでくださいということでしたが、今回かなりの回数の研究会なり意見照会なりが行われたことが確認されましたので、留意事項についても適切に対応がなされたと結論しております。

最後に12ページの今後の課題ですが、まずは、今回かなり大きく調査品目、調査事項の変更が行われますが、それについては周知徹底して、過去のデータとの接続等にどんな影響があるのかを丁寧に説明、周知してくださいということが(1)です。

(2) に関しましては、これももう既に述べてありますが、特に今回、HTML方式に変更されることから、報告者の負担が一時的に増える面もありますし、新しい調査票が配られる形になって、少なくとも最初のところでは、何を調査項目に書くのかということに関する戸惑いも生じる可能性があることから、そういうところに留意して、対応をよろしくをお願いしますということが(2)に書いてあります。

最後の(3)は、先ほど説明した申請書類の作成・確認に当たっての体制、方法を見直してくださいということが書いてあります。

以上、拾い読みするような形で説明しましたが、経済産業省生産動態統計調査の変更に
関する答申案の説明を終わらせていただきます。

○津谷委員長 西郷部会長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問や御意見ございませんでしょうか。

菅委員、お願いいたします。

○菅委員 詳しい御説明ありがとうございます。それで3ページで統一基準の運用の話があって、各府省で決められた統一基準だと思いますが、これを確認することでおしまいなのか、つまり、ここは難しいところですが、確認して、それが部会の意見と合わなかったとき、口出しする権限はないように思われますが、その辺りについて、確認するだけでおしまいという理解でよろしいですか。

○西郷委員 確認の意味をどう読むかというお話だと思いますが、これは私の理解で回答しますので、もし間違っているようであれば、関係者の方は、訂正していただきたいのですが、そもそも統一基準は何のために作ったのかということ、生産動態統計のようにかなり調査項目が細かい調査に関しては、その変更を逐一部会に諮っていたのでは、機動的に調

査の変更をすることができません、ある程度の条件を満たしておけば、いわゆる軽微案件という形で、調査が臨機応変に、機動的にできるようにしようということから統一基準が定められたと私は理解しております。

そうすると今、菅委員がおっしゃったように、こっちから口出しをできるものではそもそもないのではないかということも考えられるわけですが、ただ、先ほど言いましたように、制度の統一基準に関しては、まだ出来て日が浅いということもあって、運用が完全に軌道に乗ったと言える状態ではないと思います。実際に今回、3回の予定の部会が5回かかったというのはそこにあるわけで、統一基準の運用に関しては、まだまだ統計委員会でモニターできるような機会が与えられているべきだろうと思います。そういう意味での確認であって、例えば確認してそれっきりなのかと言われ、そこから後のアクションに関しては、まだちょっとどうなるのかは分かっておりませんが、ここで書かれていることに関しては、統一基準さえ満たせばただちに変更が認められる意味ではなく、こちらにも統一基準にのっとった変更の内容を教えていただいて、必要があれば、統計委員会でそれを確認する権利というか、そういうものを確保しておきたいという意味だと思っています。

○津谷委員長 西郷部会長、ありがとうございました。菅委員、いかがでございますか。

○菅委員 了解いたしました。

○津谷委員長 統計審査官室、お願いいたします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（経済統計担当） 事務局です。今のお話に補足いたしまして、統一基準として、経済産業省で作成されたものにつきまして、統計委員会でその内容を確認し、その基準に合致した場合には、統計委員会に諮問しなくても大丈夫ですよというような整理として考えられているところです。そういった意味では、今後も形式的なものについては軽微として処理されるのではないかと思います。今回と同様、内容について検討が必要だと引き続き考えられるものに関しましては、元より、統一基準に定められたから統計委員会から意見が言えないということではなく、それに関して、変更に対する統計委員会の御意見を引き続きいただくという形なので、そこは問題ないかと考えております。以上です。

○津谷委員長 ありがとうございました。経済産業省として、何か付け加えるコメントなどありましたら、お願いいたします。

○田村経済産業省調査統計グループ鉱工業動態統計室室長 経済産業省の田村です。御指摘ありがとうございます。まさしく御認識のとおり、統一基準に関しまして、統計委員会の御了承をいただいた上で運用を行っておりまして、今回の統一基準につきましては、昨年度御承認いただいた上で運営を開始したというものです。私ども、統一基準に準じているから全て軽微というような形の認識ではなく、統括官室にも御相談いただきながら、やはり審議すべき、諮問をかけるべき内容であるかを検討した上で、きちんと諮問いただくべき点、変更内容については諮問をさせていただきたいと考えております。以上です。

○津谷委員長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

そのほか御意見や御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは取りまとめたいと思います。今回の諮問では、調査品目の見直しや調査票の統

合など、多岐にわたる大きな変更事項について審議が行われ、通常は3回のところ、全5回にわたって部会が開催され、活発かつ熱心な御議論をいただきました。産業統計部会所属の委員の皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

審議の過程では、統一基準を踏まえた調査品目の見直しにおいて、行政上のニーズや変更の検討過程を丁寧に確認することの重要性が改めて認識されたという御説明を伺いました。また、調査票の統合は、安定的に調査を実施していくためには、やむを得ない変更であると理解いたしました。ただ、その一方で、この変更は調査票の回答方法に少なからず影響を与えるものであることに留意する必要があると思います。さらに、オンライン調査においては、従来のExcel形式の調査票から、HTML形式の調査票に変更されます。これは電子調査票をより使いやすくするための変更である一方で、一部の報告者にとっては、少なくとも一時的には、既に構築されて慣れている入力方法が見直されることになり、改めてトライアルを余儀なくされる可能性があることから、変更内容の周知や調査票の入力支援といった、報告者へのきめ細かな支援の必要性についても確認がなされたという御報告でした。

さらに、申請書類における誤りについては、前回の部会報告において、そして本委員会においても確認されたところです。経済産業省におかれましては、再発防止に向けた取組を着実に進めていただくようお願いいたします。

私からも改めて申し上げますが、今回の変更は、報告者にとって大きな変更となる内容を多数含むものであることから、答申案に記されたように、報告者へのきめ細かな支援や、申請書類の誤りについての再発防止に向けた取組など、今後の課題について着実に取り組んでいていただきたいと思います。本調査は、我が国の鉱工業生産に関する重要な統計調査です。適切かつ着実な調査の実施に努めていただくとともに、結果の利活用に向けて、丁寧で前向きな対応をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「経済産業省生産動態統計調査の変更」についての本委員会の答申は、資料3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○津谷委員長　ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思います。

西郷部会長をはじめ、産業統計部会に所属されている委員の皆様、部会での活発な御審議、本当にありがとうございました。

それでは次の議事に移りたいと思います。諮問第206号「産業構造実態調査の変更」の答申案について、サービス統計・企業統計部会の菅部会長から御説明をお願いいたします。

○菅委員　それでは、経済構造実態調査の変更に関する答申案について御報告いたします。本件につきましては、3月の統計委員会で諮問されました後、3回にわたる部会審議を経て、本日お示ししている答申案をとりまとめましたので、ポイントを簡潔に御報告いたします。

それでは資料4を御覧ください。まず1ページにあります1、本調査計画の変更の(1)承認の適否ですが、全体的な結論としては、今回の変更につきまして承認して差し支えないと判断いたしております。ただし今後の課題として、今後、調査実施者に対する対応を

求めている事項があります。こちらにつきましては最後に御報告したいと思います。

次に、個々の変更事項につきまして、(2) 理由等の部分で順に記載しておりますので、それに沿って説明いたします。

まず1ページのア、報告者数の変更についてです。具体的な変更内容は表1のとおり、報告者数を変更するものです。ここでの報告者とは、実際に調査対象として選定された事業所等のことです。これにつきましては最新の事業所母集団データベースを基に、従前と同様の報告者の選定方法を用いて算出したものであることから適当としております。ただし、1ページの下から3行目、「以上から」以降にありますとおり、製造業事業所調査におきまして、毎年報告者数に大きな変動が見られますことから、その要因の検討を丁寧に行うことを今後の課題として掲げることとしております。

次に2ページのイ、調査事項の変更ですが、(ア) から (エ) まであります。

まず(ア) 調査票Aですが、表4のとおり調査事項を変更するものであります。このうち①から③までは活動調査に合わせたもの、④につきましては、内閣府に対してSNA年次推計を行うに当たって、ニーズを確認した上で検討した結果であることから、いずれも適当としております。

次に4ページの(イ) 調査票Bにつきまして、表5のとおり調査事項を変更するものです。これにつきましては、SNAの年次推計を行うに当たってのニーズを踏まえた変更であることから適当としております。ただし5ページの中ほど、「なお」以降にありますとおり、今回追加する調査事項につきましては、「記入のしかた」等で丁寧に説明するなど、報告者負担への配慮を行うこととし、その上で、次回調査での実施状況を見て、例えば金額での回答が困難な場合には割合での回答を可とするなど、さらなる工夫について検討することが望まれるとしております。

次に5ページ、(ウ) 調査票Cにつきまして、表6のとおり調査事項を変更するものです。このうち⑦につきましては、報告者負担の軽減の観点から調査事項を作成するものであり、既存の調査事項で代替可能であるとの検証結果も確認しましたところから適当としております。

⑧につきましては、プレプリント項目であり、本所等、事業所の移転がない限り、報告者負担は発生しないことから適当としております。

次に6ページ、(エ) 製造業事業所調査票につきまして、7ページの表9のとおり調査事項を変更するものです。このうち⑨につきましては活動調査に合わせたもの、⑩につきましては実態のより適切な把握に資することから、いずれも適当としております。

また、「なお」以降にありますとおり、部会審議において、生産物分類を基にした分類に変更することを踏まえて、産業分類格付の方法を経済構造統計として中長期的に検討することが望まれるとの意見があったことを明記しております。

次に7ページのウ、調査票の配布対象の変更ですが、(ア) 及び (イ) になります。

まず(ア) 調査票Bにつきまして、表11の産業を配布対象外とするものです。これにつきましては、内閣府にSNAの年次推計を行うに当たってのニーズを確認した上で検討したものであり、また、報告者負担の軽減の観点から適当としております。

次に8ページの（イ）調査票Cにつきまして、配布対象企業の選定要件を表12のとおり変更するとともに、当該要件に該当する企業のうち約5,000企業を選定した上で、原則、次の活動調査まで対象を固定するものです。これにつきましては企業調査支援事業のリソースを有効に活用し、9ページの①及び②の課題に対応するものであることから適当としております。

ただし、「なお」以降にありますとおり、調査票Cは他の調査票と比べ報告者負担が非常に大きく、また、配布対象企業が原則固定されるものであることから、その対象企業の選定基準につきまして、報告者に対して丁寧に説明することが望まれるとしております。

次に9ページに参りまして、エ、調査方法の変更についてです。具体的な変更内容は調査計画における調査方法の記載を10ページの表14のとおり、オンライン調査が主な調査方法であることを明記した記載に変更するものです。これにつきましては、オンライン回答率が8割を超えている現状を踏まえて調査計画の記載内容を変更するものであり、また、紙の調査票で回答する企業に対しては、引き続き配慮した取組が行われることから適当としております。

次に10ページのオ、調査の実施期間の変更についてです。具体的な変更内容は調査票の回収期限を6月下旬から7月中旬に延長するものであります。これにつきましては、報告者負担に配慮した変更であり、また調査結果の公表スケジュールには影響がないとしていることから適当としております。

次に11ページのカの（ア）集計事項の変更についてです。こちらは表16のとおり、集計事項を変更するものであります。これにつきましては調査事項の変更を伴うものであり、適当としております。

次に11ページの（イ）推計方法の変更についてです。具体的な変更内容は、本調査の報告対象となっていない企業及び事業所の推計に、「事業所・企業照会」により把握したデータを活用するとともに、一部の産業分類を表17のとおり細分化して表章するものです。これにつきましては、結果精度の向上を目的とするものであり、集計内容の充実も図られることから適当としております。

次に13ページ2、今後の課題への対応状況についてです。本調査では、前回答申におきまして、表18のとおり課題が指摘されておりました。これにつきましては今回の調査票Aの変更内容を踏まえ、本件対応については適当としております。

次に13ページの3、本調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況です。本調査における検討課題及びその対応状況につきましては、表19にお示ししております。これにつきましては今回の変更により、サービス産業・非営利団体等調査との整合性の向上が図れることから適当としております。

最後に13ページの4、今後の課題についてです。報告者数の変更の部分で御説明しましたとおり、製造業事業所調査における報告者数の変動の要因を検証することについて、今後の課題として掲げております。

経済構造実態調査の変更に関する答申案につきまして、私からの説明は以上のとおりです。

○津谷委員長 菅部会長、ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは取りまとめたいと思います。菅部会長から御報告がありましたように、今回の諮問では、調査事項の変更や調査票の配布対象の変更などについて審議が行われました。計3回の部会審議において、これらについて十分な議論を行っていただき、適切な整理がなされたと理解しております。

なお、今後の課題として、製造業事業所調査における調査対象として選定された報告者数が年次によりかなり大きく変動していることの要因については、丁寧かつ十分な検証を行うようにという提言をいただいております。総務省及び経済産業省におかれましては、引き続き円滑かつ適切な調査の実施に取り組んでいただくようお願いいたします。そして、本調査の精度向上に資するよう、示された課題に対しても積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは答申案についてお諮りいたします。「経済構造実態調査の変更」についての本委員会の答申は、資料4の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思います。

菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属されている委員の皆様、部会での活発な御審議、ありがとうございました。

それでは、本日の委員会の最後の議事に移りたいと思います。諮問第207号「科学技術研究調査の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（経済統計担当） 総務省政策統括官室の越です。

資料5-1、資料5-2に基づいて説明をさせていただきます。主に資料5-1をたどりながら説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず1枚めくっていただき、早速ですが内容の御説明に入らせていただきます。まず調査の概要です。冒頭、調査の目的ですが、科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を把握し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的としております。また、左下に周期等という項目がありますが、そこに記載してありますように、毎年実施している基幹統計調査です。

中央の表を御覧いただきたいと思います。本調査につきましては、調査票、甲乙丙と分かれておりまして、調査票甲につきましては、企業Aと企業Bに分かれております。こちらは、対象企業を資本金1億円以上か1億円未満かで分けておりまして、1億円以上を対象とした企業Aと、1億円未満、そして1,000万円以上を対象とした企業Bに、それぞれの調査票を使って調査しております。それからその下ですが、調査票乙につきましては、非営利団体、それから公的機関です。それから調査票丙につきましては、大学等を対象に調査を実施しております。以上、本調査は、企業、公的機関、それから大学等を対象とした横断的な調査となっております。

それから、こちらの周期等のところに調査実施期間とあり、5月中旬から7月中旬とありますが、括弧の中に、一部は7月中旬ではなくて6月下旬となっております。こちらですが、経済構造実態調査と統一的に調査を実施している部分で、オンライン回答サポートを行っている企業につきましては、こちらの5月中旬から6月下旬の期間で調査を実施しているということです。そのような意味で、括弧書きで記載させていただいております。

それから次のページです。調査結果の主な利活用状況ということで、①科学技術・イノベーション基本計画（第7期）にこの施策についての実態把握、それから②にもありますがGDP推計にも用いられております。それから③の国際比較のための利用ですが、OECDへのデータ提供とか、それからSDGsの関係で、指標としても利用されております。

3ページに移らせていただきます。変更の内容です。今般の変更案につきまして、主に5点の変更があります。

1点目は、調査事項の見直しということで、こちらは、先ほど申しましたが、科学技術・イノベーション基本計画の関係で、調査事項の見直しを行うというものです。

2点目は、1点目の調査事項を見直した結果、調査票甲、先ほど企業Aと企業Bの調査票に分かれると御説明しましたが、結果的に調査事項が同一になったということで、調査票を統合するというものです。

それから3点目です。調査方法につきまして、オンラインを中心とする記載になります。今までもオンライン調査が可能な記載になっておりましたが、記載ぶりとして、オンラインを中心とする記載への見直しをするというものです。あともう一つ、経済構造実態調査から、これまでデータ移送をしていたところですが、これを取りやめるということです。

4点目です。調査事項の見直しに伴って、集計事項の整理を行いました。

続いて5点目です。先ほども少しお話ししましたが、オンライン回答サポート企業につきまして、従来、少し短い期間で調査実施しておりましたが、調査実施期間の延長を計画しているということです。

次に、4ページです。変更内容に移らせていただきます。こちらは今回の変更におきまして、特定目的別研究費、それから製品・サービス分野別研究費という2つの調査事項について見直しを計画しております。

まず、4ページに記載されているのは特定目的別研究費、従来そういう形で調査してきたものです。特定目的別研究費ですが、こちらは企業が使った研究費につきまして、下のほうに現行という表がありますが、こちらにありますように、例えばライフサイエンス分野とか情報通信分野といった、政策分野ごとに振り分けて回答いただくような項目になっております。こちらは、上の緑囲みのところにありますが、政策的に重要な研究開発の実態を把握することを目的として調査しております。

それから、現行の下に旧3分野と書いてあるところです。こちらについては、同じく特定目的別研究費とされていたところですが、3分野について、調査をしてきたということです。今回変更するのは、旧3分野と書いているところに幾つかの把握内容を追加することが、主な内容になっております。具体的に申しますと、先ほどお話しした科学技術・イノベーション基本計画におきまして、国家戦略技術領域と指定された技術領域の把握が求

められております。

具体的に、参考として5ページに資料を掲げさせていただいております。こちらは今申しました科学技術・イノベーション基本計画の抜粋ですが、ゴシックで書かれている部分について、国家戦略技術領域ということで、それぞれの分野が明示されております。こちらで分野について把握することが求められており、まず現行の3分野、左側で旧3分野と書いてあるところですが、こちらに加えて、右側が、変更案です。④半導体・光電融合技術というものが加わりました。また⑤でフュージョンエネルギーが加わりました。①は、AIで、AI搭載ロボットを含むという注意書が書かれております。これをもって、※が書かれておりますが、国家戦略技術領域の内容を把握する項目として立てられております。

それから、もう一つ、国家技術戦略領域として用いられているものとして、宇宙というものがあります。こちらは従来の8分野とされている、⑦宇宙開発というものがあり、こちらで把握できるということで、こちらも先ほど、資料のほうに※が書かれていると申しましたが、※がついた部分について、今回、先ほどの参考資料、科学技術・イノベーション基本計画の国家戦略技術領域の対応ということになっております。

それでは、5ページは先ほど御紹介いたしましたので、6ページに移らせていただきます。製品・サービス分野別研究費についてです。こちらにつきましては、内容といたしましては、その会社の研究費がどの製品やサービスに関連するものなのかを分野ごとに回答いただくような内容になっております。この対象は、先ほど御説明しました調査票甲の企業A、すなわち資本金1億円以上の大きな企業を対象に調査をしております。これにつきまして、今スライドの左側のゴシックの下にポツがありますがここに書かれておりますように、利活用実績が少ないこと、それから報告者負担が、こちらはそれぞれの企業で記載することはなかなか難しいというようなこともあって、結果的に、それぞれの分野についての研究者の数で案分して回答するようなことが実務上行われているということもあって、その計算が大変になっております。

こういったことを勘案して、報告者負担軽減の観点から、また利活用実績が少ないことも含めて、今回、削除することを計画しております。

こちらの利活用状況ですが、今申しましたように、利活用実績が少ないという話をさせていただきましたが、ほかの項目と比較してニーズが限定的という理解になることから、削除が計画されているということです。

次の7ページです。以上の調査事項の検討を踏まえると、こちらの表に調査票甲の企業Aと企業Bと左側に書いてありますが、これは現状の調査事項を説明したものです。企業Aにつきましては、赤囲みで、製品・サービス分野別研究費というもの、それから、先ほど説明しました特定目的別研究費8分野と3分野について、調査を行っていました。企業Bについては、どちらも調査事項にはなっておりません。

今回、調査事項の変更ということで、追加・削除いたしまして、まず削除といたしましては、今説明いたしました製品・サービス分野別研究費を削除することになります。それから追加する内容として、特定目的別研究費の8分野と、それから新たに特定技術別研究費として5分野ということで、こちらは企業A、企業Bにかかわらず調査するというのが

今回の案となっております。したがって、企業Aと企業Bの調査事項が同一になるというようなことで、これらを1つに統合する計画を立てております。

次に8ページ目です。こちらは、オンライン調査を中心とする記載へ、現行の調査計画の記載内容を見直すというような内容です。下の表で、現行と変更案という形になっております。

現行では、紙調査票の送付・回収を基本とした記載ぶりになっておりまして、こちらを変更案で、まずオンライン回答に必要な情報を報告者に郵送し、括弧で調査票の郵送についても記載しております。そういった意味で、変更案では、オンライン回答を基本とするといった書きぶりに改めております。

この変更理由は、スライドの上の部分、(1)(2)で整理しており、(1)ですが、まずオンライン回答率が直近調査で約8割になっております。それから(2)は、政府統計オンライン回答サポート対象企業という、経済構造実態調査と共通で行っている部分ですが、こちらはオンライン先行方式で行っている部分があり、そちらについて、さらに令和10年調査以降は、全ての企業等にオンライン先行方式を導入するという、先々のことも見据えてというような説明を受けております。

次のページ、9ページです。調査方法につきまして、経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめについて記載しております。現行では、令和4年調査から、調査票甲を対象に、企業が複数調査で同一内容の調査項目を重複して回答することがないようにということで、そのようなことを是正する目的で、ここでは資本金、事業の種類、総売上高の3項目につきまして、経済構造実態調査からデータを移送するような形で実施してきたところです。

ただ、これに関しては、実際に運用していく中で支障が生じたというようなことであり、それが上の緑囲みのところの2つ目のポツに書かれております。移送によって、報告者ごとにデータが全てそろった段階で、回答の内容審査や、必要に応じて疑義照会を行っているということで、調査の照会が、報告者にとっては回答から日がたってから照会を受けるということで、これについて報告者が少し負担を感じているという話があります。

これに関して、今回の見直しでは、データ移送を取りやめるとのことです。これは、ただ単に取りやめるということではなく、その分、調査事項に報告者が記載する項目が増えることになるので、下の変更後ということで、資本金と事業の種類につきましては、直近の調査等の内容からプレプリントを行うことで、確認の手間を少しでも減らすということです。それから③の総売上高です。これについては、それほど負担は大きくはないのではないかと予測しております。

10ページ目です。集計事項等の見直しに伴う集計表の整理ということで、こちらは調査事項を今回、追加・削除することに応じて整理を行うものです。

それからもう一つ、下のほうで、科学技術研究調査につきましては、集計表の整理として、下の緑囲みの1つ目のポツですが、総括表と、分析表に分けており、詳細な区分で集計した分析表については、この下を書いてある(1)から(3)の観点で、常に見直しを行うというものです。その結果、今回、31表から16表に減らす計画を立てております。

11ページです。政府統計オンライン回答サポート対象企業の回答期限を7月中旬に延長します。現行と左側の下の表に書かれておりますが、5月中旬から7月中旬とあり、今申しましたオンライン回答サポート対象企業につきましては、最後は6月下旬となっておりますが、企業から実施期間の延長に関する要望が一定数寄せられておりました。このようなことに配慮いたしまして、回答期限を7月中旬に延長しました。それから、併せて経済構造実態調査についても同時に実施しておりますが、こちらの調査におきましても、同じ内容の調査につきましては、回答期限を7月中旬に延長する計画にしております。

次に、12ページです。こちらは前回答申時の今後の課題への対応です。前回につきましては、国際基準であるフラスカティ・マニュアルへの対応で、調査事項が追加されることで、それに関して、審議の過程で、企業側の回答負担が大きくなるのではないかということが指摘されまして、そういった意味で、このような課題が出されました。

今回の見直しで、調査事項の追加を行うところですが、報告者負担の観点から、削除できる調査事項について検討した結果、先ほど御説明しました製品・サービス分野別研究費の削除ということを検討したということです。

科学技術研究調査の概要については以上です。

○津谷委員長 ありがとうございます。

本件はサービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議をいただくこととしたいと思います。

それでは、ただいまの御説明について、御質問や御意見はございませんでしょうか。

西郷委員、お願いいたします。

○西郷委員 御説明ありがとうございます。今回の部会で話し合っていたきたいことは違うと思いますが、さらには、今の御説明の資料にある6ページの製品・サービス分野別研究費は削除されるということなので、もしかしたら削除の方向とは反対方向の意見になると思いますが、科学技術研究調査は、もともとサービスはフォーカスの中にはなくて、製品開発のための研究が中心になっていたと思います。その1つの証拠として、6ページにあらかじめ印刷してあるという意味で、プレプリントされているものとしておりますが、製品の材のものであって、サービスというのは全然ないと思います。せっかく生産物分類で材とサービスの両方がそろったので、ぎりぎりソフトウェアと情報処理がサービスに入るのかもしれませんが。

何が言いたいかというと、サービスの研究開発はなかなか思い浮かばないと思いますが、それも研究開発の対象の中には入っていて、科学技術調査の調査票が端的に示すように、どうもサービス分野の研究開発があまりきちんと捉えられていなかったのではないかと、私を心配していて、それがどのように把握されるのか、例えば諸外国で同じような調査があったときに、サービス分野の研究開発費がどう捉えられるのかは一度チェックしておいたほうがいいのではないかと思います。

なぜこういうことを言っているかというと、GDPに直結するような話になってくるので、そこで捕捉漏れがあると、特にサービスが発達していると言われている日本の産業の中にあって、それに対する研究開発費がきちんと捉えられていないということだと、きち

んと対応したほうがいいのかと思っております。

今回の部会では、そういうことを議論の対象とする場ではないのかもしれませんが、その一方で、サービスに関する研究開発が諸外国でどう捉えられているのかは、一度何かの段階でチェックしていただきたいと思っている次第です。以上です。

○津谷委員長 西郷委員、ありがとうございました。御意見として承りました。これは今回の諮問の対象ではありませんが、統計局、もしくは統計審査官室、何かコメントなどがありましたらお願いいたします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 統計局です。御指摘ありがとうございます。私の知る限り、周辺のことを申し上げますと、5年前の科学技術研究調査の変更の際に、同じような御議論をいただいたと承知しています。そのときに、フラスカティ・マニュアルの改定を踏まえて、開発研究の定義を変えるということをしましたが、企業に対して、「こういうふうに定義を変えて、どれくらいデータが変わりますか」とアンケートを取ったところ、そんなに変わらなかったということを、5年前の変更のときにお示しをしております。西郷委員が御指摘されているのはそのことではないかと思います。もし全く違う話であれば申し訳ないのですが、サービスの研究開発は、どれくらい実態として捉えられているかという点はさておき、概念上としてカバーはできていると理解をしています。

○津谷委員長 西郷委員、お願いいたします。

○西郷委員 西郷です。御回答ありがとうございます。私もそのときには、まだ統計委員会の委員でいたと思うので、そのお話を伺っていて、私自身ではなくて、たしか私以外に複数の、特に経済学者の方が、サービスは海のように広いという概念で捉えておられるので、本当に研究開発がサービスの分野で一体どう捉えられるべきなのかについて、フラスカティ・マニュアルの定義が変わったから、この際きちんと考えるべきだということをおっしゃって、実際に現行の調査というか、回答者にそういうアンケートをしていただいて、あまり変わらない結果だったということまで承知はしておりますが、そもそも回答者の方が本当にフラスカティ・マニュアルの変更に対応するよう、サービス分野の研究開発がいかなるものかを自覚した上でそう回答なさっていたのかどうかは、必ずしも、回答誤差というのですか、本来あるべき回答と違っていた可能性もまだまだ捨て切れないのではないかと思います。

ですので、潜在的な回答者に聞くことも大切ですが、同時に、先ほど申し上げました海外の調査で、一体サービス関係の研究開発というのがどう捉えられているかは、一度サーベイしたほうがいいのではないかと考えている次第です。

○津谷委員長 いかがでございますか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 統計局です。御示唆ありがとうございます。5年前の経緯について、御存じの上での御発言だったということを私が存じ上げなくて、釈迦に説法なことを申し上げて申し訳ありませんでした。

御指摘の点ごもっともでして、海外でどういうことをしているかという研究をすることはとても大事だと思っていて、そういうリサーチもぜひやってみたいなと思っております。ありがとうございます。

○津谷委員長 審査官室、よろしいでしょうか。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（経済統計担当） 事務局です。部会の審議に関しましては、今回、西郷委員もおっしゃられていたとおり、今回の変更内容と関わりがあるかどうかについて菅部会長とも御相談の上、関係あるということであれば、そのような話も議論に加えたいと思います。場合によっては、この諮問内容とは別ということになる可能性もありますので、その場合はまた、統計局でも今後研究していくという話もありましたので、別な場という話になるかとは思いますが。

○津谷委員長 西郷委員、よろしいでしょうか。

○西郷委員 結構です。今回の部会でということではありません。どうもありがとうございます。

○津谷委員長 ありがとうございます。西郷委員から、サービス分野別の研究費や海外の動向などについては、部会で御紹介いただけるものと思うという御発言がありました。今後どのように対応していくかについては、審査官室と統計局、そして菅部会長との間でご相談され、進めていただくということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、私から短くコメントさせていただきます。科学技術研究調査は、企業等における研究費や研究者数などの実態を把握し、科学技術振興の基礎資料を得るための大変重要な統計調査です。今回の申請では、「第7期科学技術・イノベーション基本計画」の策定に伴う調査事項の見直しや、令和4年調査から開始された経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめに伴う調査方法の変更等が計画されているということです。

部会での審議に当たり、報告者負担に十分に御留意いただきつつ、丁寧かつ活発な審議を進めていただければと思います。菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属されている委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

ただ今、中野英幸総務大臣政務官がお見えになるところです。いましばらくお待ちいただければと思います。

（中野総務大臣政務官入室）

○津谷委員長 中野英幸総務大臣政務官がお見えになりましたので、先ほど決定した建議を中野政務官にお渡ししたいと思います。

決定した建議は、統計行政の重要課題を推進するため、統計委員会として、予算などを重点的に配分すべきであると考え分野を提示するものです。統計委員会としましても、基本計画に盛り込まれている各府省の取組を後押しし、サポートしていきたいと考えておりますので、総務省におかれましては、本建議の各府省への周知など、御対応のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本建議において、厳しさを増す統計調査環境に対応する旨の説明をしております。これについては、統計法等に関する研究会でも同じような趣旨の観点から検討が行われていると伺っております。国勢調査の状況、そして人口高齢化や人口減少の動向を踏まえて、調査のサステナビリティについて、問題意識を持って対応していきたいと思っております。

ので、委員の皆様におかれましても、引き続き御協力の程どうぞよろしくお願いいたします。

(津谷委員長から中野総務大臣政務官に建議の手交)

○津谷委員長 中野政務官、ありがとうございました。

決定した建議は、ただいま中野政務官にお渡しいたしました。

それでは、中野政務官から一言お願いできますでしょうか。

○中野総務大臣政務官 皆さん、こんにちは。御紹介いただきました政務官の中野英幸でございます。今日は統計委員会の開催に当たり、津谷委員長はじめ、委員の皆様方には日頃から統計行政の重要課題について精力的に御審議をいただいていることに心から感謝と御礼を申し上げさせていただく次第でございます。

さて、このたびの令和9年度における統計リソースの重点配分事項について、建議を取りまとめいただき、委員の皆様方には心から厚く御礼を申し上げさせていただきたいと存じます。本日いただきましたこの建議では、公的統計基本計画を引き続き推進するため、AIによる分析を可能とする機械可読化など、統計データの利活用の促進、統計作成におけるビッグデータや行政記録情報などの多様な情報源の活用などが盛り込まれております。いずれも大変重要な御指摘をいただいたものと考えさせていただいております。

政府におきましても、行政や社会におけるAIデータの利活用を全面的に推進させていただいているところでもございます。その基盤となる情報の、信頼性の高い有用な統計を迅速かつ確実に提供するために、統計リソースを確保することは非常に重要なことであります。私ども総務省といたしましても、いただいた建議を踏まえ、各省庁とともに必要な対応をしっかりと進めてまいりますし、また総務省にもしっかりと、職員に伝達を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は本当にありがとうございました。

○津谷委員長 ありがとうございました。

中野政務官はほかに御公務がおありになりますので、ここで退席されます。本日は大変お忙しい中、統計委員会に御出席いただき、ありがとうございました。

○中野総務大臣政務官 ありがとうございました。

しっかりいただきましたので。失礼いたします。

(中野総務省総務大臣政務官退室)

○津谷委員長 本日用意した議題は以上となります。本日の議事録は、委員の皆様には御確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされておりますので、ホームページに公開する形に代えさせていただきます。

それでは次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 事務局です。次回の委員会については日程調整中ですので、日時、場所につきましては別途御連絡いたします。

事務局から以上です。

○津谷委員長 以上をもちまして、第230回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。